

東京都廃棄物審議会  
(第26回)  
速 記 録

日 時：令和3年9月6日（月）14:00～15:11

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○堀計画課長 それでは、御参加いただける予定の委員のうち、まだお一方お入りいただいていないところではございますけれども、定刻でございますので、これから第26回「東京都廃棄物審議会」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本審議会は、ウェブで行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ、御了承いただければと思います。

御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。チャット機能を使って発言したい旨を伝えていただいても結構でございます。

最後になりますけれども、傍聴者の方には発言を慎んでいただきますようお願い申し上げます。

続いて、定足数の確認でございます。本日、16名の委員の方に御出席の御予定をいただいております。現時点で15名の方に御出席いただいております。委員総数20名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

資料については次第の表紙にございますけれども、資料が1から3まで、それから、参考資料が1と2、合わせて5点となっております。

資料の不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

続いて、会議の公開についてでございます。本審議会は同運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが、公開といたしますので御承知おきください。

それでは、これからの進行は、杉山会長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○杉山会長 杉山です。承知しました。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

5月の審議会において、「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（中間とりまとめ）」を御了承いただいた後、パブリックコメント等を行ったところ、様々な御意見をいただいているようです。

まずは、パブリックコメント等の御意見を御紹介いただき、各御意見に対して審議会としての対応を示す必要があることから、その対応案を用意していただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○堀計画課長 それでは、「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（中間とりまとめ）」について、パブリックコメント及び関係区市町村からの意見聴取で寄せられた御意見並びに対応案について御説明いたします。資料2を御覧ください。

まず、概要でございます。

「（1）目的等」でございますけれども、こちらは、都民、事業者、団体等から広く意

見を募集するパブリックコメント、それと、廃棄物処理法の規定に基づきまして関係区市町村からの意見を聴取する意見聴取の2つでございます。

今回、対象となる文書といたしましたのが、前回の審議会で御議論いただきました中間とりまとめの本文でございます。参考資料も同時に公表してございますけれども、そちらへの意見は対象外となっております。

「（３）期間」でございますけれども、令和３年６月８日から７月７日までの１か月となっております。

続きまして、「２ パブリックコメント等の結果」でございます。

まず、「（１）件数」でございますけれども、パブリックコメントで寄せられた意見の件数は39件、意見聴取で寄せられた意見の件数は31件で、合計で70件でございました。ただし、この意見の中にはパブリックコメント等の対象としていない参考資料への御意見も含まれておりましたため、有効意見は52件となっております。有効意見の詳細につきましては次々ページにございますけれども、そちらに詳細を掲載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、「（２）対応案」でございます。御意見に対する対応としましては、下にございます3通りの対応をしております。

まず1点目が、御意見を受け入れまして、本文に説明を追記する等により文章を修正したものの。

2番目としまして、御意見には同意いたしますけれども、今回は文章の修正等を行わずに、今後、都が具体策を検討する際に参考とさせていただくとしたものの。

3点目としまして、見解の相違が認められることから、審議会としての考え方を提示したものでございます。

これらの内訳でございますけれども、文書修正は24件、今後の参考とさせていただくものが7件、考え方を提示したものが21件となっております。

これらの意見のうち、主な意見とその対応案を次ページの表1にお示ししてございます。

上から順に簡単に御説明させていただきますけれども、まず、個人の方からいろいろと御意見をいただいたところでございますけれども、一番上に「施策の具体例を示してほしい」という意見が複数ございました。こちらについては文章修正を行っておりますので、後ほど本文のほうを御覧いただくときに御説明させていただきたいと存じます。

上から2番目でございますけれども、「廃棄物処理法の規制強化は適正処理を担保するために必要であり、規制緩和は慎重に行うべき」とあるといった御意見をいただいております。おっしゃるとおり、適正処理については規制を強化する方向に進むものだと存じておりますけれども、一方で3Rを加速させるためには規制緩和を一定程度進める必要があるというふうな認識でございますので、そういった考え方を提示しているところでございます。

それから、上から4段目でございますけれども、「公共施設から排出される産業廃棄物及び公共工事に伴う産業廃棄物の処理に際しては、電子契約及び電子マニフェストを率先して使用するべき」といった御意見でございます。こちらについては、建設工事のように都が必ずしも排出事業者にならない場合もあるといったことですか、あと、電子契約は今、都庁全体としても検討を進めている最中といった状況もございまして、御意見は今後

の参考とさせていただきたいということにさせていただきます。

さらに、その下にございます「プラスチックごみが分別されていない場合に追加料金を支払う制度はどうか」といった御意見でございますけれども、こちらについてはプラスチックだけを対象にするのかどうか、また、こういった制度を設けた場合の実効性がどうかといったところでまだまだ検討の余地が多分にあるという認識でございます。今後の参考とさせていただきたいということでございます。

続きまして、その下に事業者、業界団体それぞれでございますけれども、こちらについてはいずれもエコセメントに関する御意見でございます。エコセメントについては、たま広域資源循環組合と、そこに加盟している自治体の間で様々な検討を進めている最中でございます。そういった認識をお示ししているところでございます。

地方公共団体からもいろいろと意見をいただいております。こちらに掲げております4つのうち3つについては文章修正を行っておりますので、後ほど御確認をいただきます。

この中で下から2段目に、「資源循環及び廃棄物処理には、費用だけでなくエネルギーや資源も必要なため、ライフサイクルコストやライフサイクルCO<sub>2</sub>からのアプローチが必要」とであるといった御意見でございます。こちらについては、この本文全体にわたって既に記載されているところでございますので、そういった認識を持っております。併せまして、今後、都の中で施策を検討するに当たっては参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○杉山会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問などはございますでしょうか。いかがでしょうか。私のところからは手を挙げていらっしゃる方とかは見当たらないのですが、いらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

○堀計画課長　特にいらっしゃらないようでございます。

○杉山会長　承知しました。

それでは、次に進めさせていただきます。

では、これから、本審議会の集大成として、最終報告（案）について議論してまいりたいと思います。

パブリックコメント等でいただいた御意見などを踏まえつつ、計画部会においてさらに御議論いただき、今回、最終報告（案）として提示いただいております。

本審議会での了承が得られれば、本審議会から東京都知事に対して答申する段取りとなりますので、本日も活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、橋本部会長から報告をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○橋本委員　橋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、計画部会での議論につきまして御説明させていただきます。

先ほどお話にありましたとおり、パブリックコメント等を行った後、本年8月10日に計画部会を開催いたしました。パブリックコメント等で寄せられた御意見を精査した結果、報告書の内容を大きく変更する必要はないものと判断しております。したがって、報告書全体の構成、指標や目標の設定、施策の方向性等については、基本的にはそのまま維持した上で、いただいた御意見の内容及び趣旨を踏まえまして、必要な文章修正等を行う

とともに、参考資料として関連データや用語説明を添付するなど、報告書としての体裁を整えました。

国内外の議論について一通り押さえた上で、東京の資源循環及び廃棄物処理に関して今後目指すべき方向性を取りまとめることができたと考えておりますので、ここに報告いたします。

詳細は、事務局より御説明していただきますのでよろしくお願いします。

○堀計画課長 それでは、「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性 最終報告（案）」について御説明いたします。資料3を御覧ください。

中間とりまとめからどのように修正したのかが分かるように、修正箇所を色分けしてございます。赤色はパブリックコメント等の御意見をを受けて修正した箇所と事務局で修正した箇所もございます。青字は計画部会での御指摘を受けて修正した箇所でございます。修正箇所を中心に御説明いたします。

まず、こちらのページでございますけれども、青字で「令和3年」ですとか「平成28年」というふうに記載がございます。前回の部会におきまして、西暦と和暦が混在しているという御指摘をいただきまして、この後、全編にわたりまして、まず西暦があつてその後に括弧書きで和暦を表示するという形で統一してございます。

続きまして、1ページ目でございます。

まず、タイトルでございます。これまで第1章のタイトルは「資源循環及び廃棄物処理の現状と課題」ということでございましたけれども、ここでの記載内容が国際的な状況ですとか都の将来動向といったものでございまして、「現状と課題」だと中身と一致していないのではないかという御意見を頂戴いたしました。そのため、ここを「廃棄物処理を取り巻く状況」ということに修正させていただいております。

それに伴いまして、従来、「1 我が国を取り巻く状況」となっておりましたけれども、こちらを「1 我が国の資源利用と環境制約等」というふうに修正させていただいております。

続きまして、9行目から10行目にかけて赤字がございますけれども、こちらについては、文章のつながりが悪いところが若干ございましたので、事務局で追記させていただいたところでございます。

続いて、2ページ目でございます。

こちらについては、9行目と17から19行目にかけまして赤字がございます。こちらについても詳細を記載するために事務局で追記させていただいたものでございます。

続きまして、6ページへお進みいただけますでしょうか。

6ページの一番下、21行目、22行目でございます。こちらについては、もともと4章のところに記載があったものですが、内容が「我が国の温室効果ガスの削減目標等」でございまして、こちらの「気候変動」に含めたほうが良いという御指摘をパブリックコメントでいただきましたので、記載箇所を移動させているところでございます。

続きまして、12ページへお進みいただけますでしょうか。

まず、こちらの修正点でございますけれども、図11と12の表題のタイトルでございます。以前は23区に限って掲載しておりましたので「23区」と記載がございましたけれども、前回の審議会で「多摩部も含めるべきである」という御意見をいただき、それを受けて多

摩部を追加してございますので、表のタイトルを改めているところでございます。

それと、12の表の中に※で書いてございます「23区の持込ごみは」というところでございますけれども、23区は持込みごみについて便宜上全て可燃ごみとしてまとめているという御指摘がございましたので、こちらに追記をさせていただいております。

続いて、同じページの7行目、一番下の行になりますけれども、こちらについては、災害廃棄物の処理については都内の区市町村との連携も重要であるといった御指摘がございましたので、こちらは追記してございます。

続いて、13ページでございます。

5から7行目でございます。こちらについては、つながりをよくするために事務局で追記させていただいたところでございます。

少し下に行っていただいて、29行目、30行目でございます。パブリックコメント等の中で、資源循環については費用やエネルギーを要することが多いといったことも明記するべきであるといった御意見がございまして、「社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で」といった表現を追加してございます。

37行目でございますけれども、こちらに「環境負荷を低減するとともに」といった記載がございまして。従来は「削減」という表現でございましたけれども、御意見の中で「低減ではないか」といった御指摘がございました。循環型社会形成促進法の中では「低減」となっておりますので、こちらは「低減」に修正いたしております。この後も何か所か出てくる場面がございまして、それも全て「低減」に修正をしてございます。

続いて、16ページ目でございます。

12行目から13行目にかけて青字でございまして、こちらについてはもともとが「区市町村が定める基本計画」とございましたけれども、一部事務組合が定める計画も対象になっているということで、こちらに「一部事務組合」を追記してございます。

17ページ目へお進みいただけますでしょうか。

まず、表の上から4段目でございまして、「焼却灰の資源化」とございまして、従来こちらは「セメント原料化」となっております。焼却灰についてはセメント原料化以外にも徐冷スラグ等もございまして、こちらについては幅広く「資源化」という表現にしてございます。

また、その隣の「リサイクル量」の※のところですが、まず、「多摩地域」とございまして、こちらは「多摩部」と書いてございましたけれども、「多摩地域」のほうがよいのではないかという御意見をいただきまして、「多摩地域」に改めております。併せまして、「焼却灰の資源化」については、たま広域資源循環組合で行っておりまして、こちらの構成は25市1町ですので、そこを明らかにするために「25市1町」を追記してございます。

「建設リサイクル推進」のところに、一番右の「最終処分量」に赤字で「木くずは実際に埋立処分されていないため」と記載がございまして、木くずにつきましては焼却いたしますためそのまま埋立処分されるわけではないので、こういった記述を追加してございます。

続いて、18ページ目でございます。

一般廃棄物の最終処分量の2025年度の欄がございまして、こちらでは「23万トン」

とさせていただきます。もともとこちらは「22万トン」でございましたけれども、端数処理を精査しましたところ、四捨五入すると23万トンになりますので、それに合わせて修正してございます。

それに伴いまして、一番下の欄の最終処分量の合計のところは82万トンになり、併せまして最終処分率が「2.6%」になっております。

さらに、その下の表5の2025年度の最終処分量の欄も「82万トン」に修正してございます。

続きまして、19ページ目にお進みいただけますでしょうか。

8行目以降でございますけれども、パブリックコメントの中で、もう少しリデュースについてもしっかりと書くべきであるといった御意見をいただきまして、前回部会で提案をさせていただいたところでございますけれども、そこでさらに部会の中でも御指摘をいただきまして、今記載のように、「廃棄物の発生抑制（Reduce）の観点から、先ずはその必要性を十分検討してから製品等を購入するとともに、それらが不要となった際には、まだ使えるものについては、再使用（Reuse）」といったような表現に改めさせていただいております。

続いて、16行目でございますけれども、「プラスチック資源循環促進法」が既に公布されておりますので、その旨を記載してございます。

続いて、21ページへお進みください。

5行目でございます。こちらはもともと単にリサイクルについての記載だったところでございますけれども、水平リサイクルについても記載すべきであるといった御意見を頂戴いたしまして、「同一製品又は他の製品の原材料として」といった表現を加えているところでございます。

また、21行目、27行目、33行目、36行目といったところに何か所か赤字で修正がございますけれども、こちらは先ほどパブリックコメントの対応の中でも御説明させていただきました、もう少し具体的に記載をしてほしいという御意見を受けて修正したものでございます。

また、青字のところでございますけれども、33行目は、発生抑制だけではなくてリユースも推進すべきであるといった御意見を部会で頂戴したということと、36行目については、従来、「大規模建築物から排出される廃棄物の量」といった表現だったのですが、大規模建築物のイメージがなかなか分かりにくいといったことで、「事業所や工場等から」といった表現に改めさせていただいております。

続いて、23ページでございます。

海ごみ対策のところでございますけれども、こちらはパブリックコメントの中で、ごみのポイ捨てが海ごみの原因になっているといったところを明らかにするべきであるといったことを受けて、こちらの表現を追記したところでございます。

続きまして、26ページでございます。

2行目から4行目にかけまして青字で記載させていただいておりますけれども、こちらについては、もともとは「廃棄物処理業者が品質向上やレベルの高いリサイクルを志向すべき」といった記載でございましたけれども、都としても促すべきであるといった御意見を頂戴いたしまして、記載のような形に修正してございます。

続いて、6行目でございますけれども、こちらはもともと「一般廃棄物処理施設の広域化・集約化」となっておりました。御意見として、施設については広域化とは言わないのではないかといたした御指摘がございまして、記載のとおり修正してございます。

23行目、28行目に2か所ほど赤字がございまして、こちらについてはパブリックコメントの意見を受けて追記してございます。

また、青字で、リチウムイオン電池のところですが、**「運搬時の発熱等にも注意して」**といったところについては、前回の部会で御意見いただきましたので追記しているところでございます。

続きまして、29ページ目をお願いいたします。

こちらは27行目、28行目に赤字で追記してございますけれども、こちらも御意見の中で、具体的に分かるように表記してほしいといった御意見を受けて追記をしたところでございます。

続いて、30ページ目でございます。

1行目に赤字がございまして、ここはもともと単に「計画」と書いてあったのですが、それだとの計画かが明らかではないということで、「災害廃棄物処理計画」ということを追記しているところでございます。

本編については以上でございまして、続いて、33ページの参考資料にお進みください。

まず、12行目からのところでございますけれども、こちらはもともと「プラスチックごみを可燃ごみとして収集するようになった」といった記載でございましたけれども、必ずしも可燃だけではなくて、燃やした場合でもサーマルリサイクルになったり、また、自治体によってはリサイクルに回っているといったところもございましたので、表現のほうを修正いたしてございます。

続いて、35ページ目の7行目です。こちらについてもプラスチックに関する記載でございまして、今御説明したのと同様の理由で「資源化の拡充」といった表現を追記してございます。

次は39ページまでお進みいただけますでしょうか。

ここは、全て青字の記載でございます。前回の部会におきまして、廃棄物処理法上、廃棄物処理計画の中の記載事項として、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制でありますとか、産業廃棄物の処理施設の整備が書くべきとされているのに記載がないのではないかといたした御意見を頂戴いたしまして、4ページにわたりまして新たに記載をしているところでございます。

まず、「2 処理の体制」の「(1) 一般廃棄物の処理」の「ア 処理体制」でございます。処理責任は区市町村にございまして、区市町村が主体となって体制構築、施設整備を行っているといったことを記載しておりまして、さらに、民間の処理業者においても「事業系一般廃棄物」ですとか、区市町村から委託された一般廃棄物を処理するために施設整備を行っているといったところを記載してございます。

「イ 処理施設の動向」でございます。一般廃棄物処理施設のうち、区市町村が設置するごみ処理施設の処理能力について、図の20でお示ししているところでございます。こちらを御覧いただきますと分かりますとおり、施設の建て替え等によって若干変動がございまして、基本的には横ばいで推移しているといったところでございます。

また、次ページに民間処理業者の処理能力がございますけれども、こちらを御覧いただきますと、2013年以降は横ばいで推移しておりますけれども、その前の2011年から2013年にかけては、破碎・不燃・資源ごみ処理施設の能力が増加しているところが見てとれるかと思います。こちらについては、災害廃棄物の処理能力増強のために、もともとございました建設廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設の一部分が、一般廃棄物の処理ができるように許可されたためといった事情がございます。

40ページでございますけれども、ウで「今後の課題」をお示ししてございます。一般廃棄物につきましては、現時点で十分な処理能力を確保しているといったところでございますけれども、一方で、ごみ処理施設は一度建てますと数十年のスパンで稼働させることになるため、中長期的な政策を見据えた上で、必要となる施設の種類及びその処理能力を検討していく必要があるといったことでございます。

特に、資源化施設につきましては、「今後の再生資源に関する需要動向を踏まえながら、新たな施設整備を検討する必要がある」といった記載をしてございまして、さらに、先ほども少しございましたけれども、広域化、集約化等についても進める必要があるといった記載でございます。

次に、「（２）産業廃棄物の処理」でございます。

まず、「ア 処理体制」でございますけれども、まず、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあるといったところ。

区市町村が受け入れているところも一部ございますけれども、性状ですとか量とかを踏まえまして、排出事業者が民間の処理業者に処理を委託しているケースが圧倒的に多いといったのが現状でございます。

41ページにお進みいただきまして、「処理施設の動向」でございます。

真ん中に図22がございまして、こちらで御覧いただければと思いますけれども、木くずまたはがれき類の破碎施設は増加傾向ではございますけれども、その他の施設については横ばいで推移しているといったところでございます。

15行目の「ウ 今後の課題」でございますけれども、産業廃棄物については広域処理が認められているところではございますけれども、一定程度都内でも処理ができるように施設を確保していく必要があるという状況でございます。

42ページにお進みいただきまして、「今後、産業廃棄物処理の量だけでなく、質の問題も含めて、新たな政策課題として検討していく必要がある」といった記載にしております。

続いて、48ページでございます。

15行目のところでございますけれども、先ほど、将来推計のところでお説明した修正に伴いまして、こちらは「23万トン」になってございます。

17行目に赤字で「エコセメント」となっておりますが、こちらの修正はございませんが、ちょっと手違いで赤字になってしまっております。大変失礼いたしました。

ここまでが参考資料の修正点でございます。

続いて、52ページでございますけれども、こちらは今回初めておつけするものでございまして、「計画策定の根拠」といたしまして廃棄物処理計画の係る規定を掲載してございます。

続いて、53ページ以降でございますけれども、こちらも今回初めてお示しするものでございます。大変恐縮ですが、事務局で精査したところ、一部修正が必要なところがございますので、そちらを中心に御説明いたしたいと思います。

19行目に「家庭ごみの有料化」がございますけれども、こちらの記載につきまして、可燃ごみに必ずしも限られるわけではないといったところもあり、「家庭から排出されるごみ等を対象に、区市町村等が、それらのごみ処理に要する経費に対して手数料を徴収する制度のことをいう」というふうに改めさせていただきたいと思います。

続いて、54ページ目でございます。

こちらについては14行目辺りに青字でございまして、これは先日の部会でいただいた御意見でございます。もともとは「個人同士で貸借」云々という表記でございましたけれども、BtoCの場合もあるといったことでございまして、「個人及び法人の間で」といった表記にしております。

続いて、55ページでございます。

6行目でございますけれども、こちらについては「第三者評価機関が、産業廃棄物の任意の申請に基づき」とありますけれども、「産業廃棄物処理業者の任意の申請」でございますので追記をお願いいたします。大変失礼いたしました。

また、15行目でございますけれども、真ん中辺りに「資源ロスの削減御促進」となっておりますけれども、ひらがなの「の」の誤りでございます。失礼いたしました。

それから、33行目、一番下でございますけれども、IoTに関する御説明でございます。こちらについては、「管理・制御することができるようになるなど」といった形に改めさせていただきたいと思います。

大変駆け足ではございましたけれども、報告（案）の御説明については以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。どなたからでも御意見いただきたい、御質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これが最終取りまとめということになりますので、ぜひ委員の皆様、お気づきのことがありましたら。

米谷委員、お願いいたします。

○米谷委員 米谷です。御説明ありがとうございます。

今さらこんな意見を出して大変恐縮なのですが、用語の使い方がやや気になりまして、「処理業者」という言葉が至るところに出てくるかと思うのですが、「業者」という呼び方がやや下に見ているような面があるので、「会社」という言葉に極力言い換えたほうが良いというようなことを聞いたこともありまして、実は社内の資料とかは「処理業者」という言葉を極力使わずに「処理会社」というふうに置き換えるように私個人はしているところではあるのですが、そうしたことはあまり役所としては、そういった意識というのは特にないのでしょうか。

○杉山会長 ありがとうございます。

この用語なのですが、確かに「業者」というとおっしゃるようなニュアンスも感じられるような気がしますけれども、どうですか。今、東京都で使っている用語としてはどうな

のでしょうか。

○堀計画課長 ありがとうございます。

これまで都では特に疑問もなく「廃棄物処理業者」という言い方をしてきたところではございますけれども、東京都でもいろいろな文書が出てございますので、そちらをちょっと改めて確認させていただいて、後ほど会長とも御相談しながら表現のほうは決めさせていただければと思います。

○杉山会長 分かりました。

米谷委員、よろしいでしょうか。

○米谷委員 結構です。すみません、本当に今さらの意見で大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、それ以外にいかがでしょうか。

すみません、いまだなたかのお声がしていますが。

○鈴木委員 お世話になります。鈴木です。

○杉山会長 鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 パブリックコメントと意見聴取を反映されて、より分かりやすく施策が具体化された答申案になったと思います。審議会事務局には感謝申し上げたいと思います。

その上で、産業資源循環業界をめぐる今後の課題から4点、ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、第4章の「施策2 廃棄物の循環的利用の更なる促進」のところですか。22ページの10行目なのですけども。

○杉山会長 22ページの10行目、「再生品の利用促進」のところですね。

○鈴木委員 はい。

○杉山会長 お願いいたします。

○鈴木委員 ここで再生品の利用促進策が書かれていまして、答申書の文章はこれによろしいかと思いますが、再生砕石や再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用拡大は更新が進む東京では不可欠ですので、これから行政が策定される東京都資源循環・廃棄物処理計画の中では利用拡大策を記述していただくなど、計画期間内にこれらの再生品の利用が着実に進むよう要望したいと思います。

2点目なのですけども。

○杉山会長 鈴木委員、申し訳ありません。ちょっと今回は一点一点確認しながら進めさせていただければと思いますので。

○鈴木委員 分かりました。

○杉山会長 まず1点目は御意見を伺っているのですが、これはこの最終報告（案）の文言の中には何かここは入れたほうが良いというようなことはございますか。

○鈴木委員 今ちょっとお話しさせていただいた、再生骨材コンクリートや再生砕石、建設泥土改良土の利用拡大につきまして、東京都の資源循環・廃棄物処理計画の中では利用拡大策を記述していただくなど、計画期間内にこれらの再生品の利用が着実に進むように要望していきたいと思っているのですけれども、もう少しこの辺を具体的に追加していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○杉山会長 そうしますと、22ページに文言としても追加をできないかという御意見ですね。

○鈴木委員 はい。

○杉山会長 分かりました。

いかがでしょう。事務局からもう少しここを書き込むということは可能ですか。

○鈴木委員 着実に進むようにしていただければいいのですけれども、その辺の文言をちょっと検討していただければと思うのですけれども。

○堀計画課長 現状も再生砕石ですとか再生骨材コンクリートの普及については私どもとしても取り組んでいるところでございまして、今回の御提言の中では「利用方策について検討すべきである」といった表現にさせていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木委員 そういう形である程度の期限内に進みますかね。

○堀計画課長 私どもとしては、今、関係局とも連携しながら取組を進めているところでございまして、しっかりと進めさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員 よろしく願いいたします。

○杉山会長 鈴木委員、今の点はよろしいでしょうか。文言はこのままで、実質的に進めていただくということで。

○鈴木委員 進めていただければ結構です。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、2点目をお願いいたします。

○鈴木委員 第4章の施策3、24ページの22行目なのですけれども。

○杉山会長 24ページの22行目、お願いいたします。

○鈴木委員 事務処理に係る業務等の効率化で、廃棄物処理施設の強化のところで、事務処理に係る業務等の効率化で書かれていますけれども、産業廃棄物処理委託契約の電子化と管理票、マニフェストの電子化に関してです。答申の文章はこれでよろしいかと思えますけれども、在宅勤務の定着のためや、契約からマニフェスト、処理費の請求書や行政へ提出する報告書等の作成を効率化するためには、これらの電子化が極めて有効ですので、大手の建設業者さんの間では電子マニフェストの使用を義務化していると聞いておりますけれども、大阪の市役所などは、市の発注工事で電子マニフェストの使用を義務化したと聞いております。また、東京都の建設局でも中小建設企業のデジタルトランスフォーメーション化を進めていると聞いています。行政が真っ先に産業廃棄物に関する電子契約、電子マニフェストの使用を進めていただければ、それが民間にも広がっていくものと考えますので、今後の取組の強化をよろしくお願いしたいと思います。

○杉山会長 ありがとうございます。

今の2点目についてですけれども、この最終取りまとめ報告（案）の中での文言の修正ではなく、今後の施策の中で進めてもらいたいという御意見、御要望と受け取ってよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

いろいろ東京都環境局さんのほうにもお願いをしているのですけれども、東京都さんのほうの出先の機関等々のところの電子化がなかなか進まないような形になっていまして、

早く東京都さんのところを、行政のところの電子化が進めば民間もそれに倣ってどんどん電子化が進むのではないのかなということで、この辺を強くお願いしたいというところがあります。

○杉山会長 分かりました。

では、24ページは文言としては修正なしということで進めさせていただきます。

○鈴木委員 はい。

○杉山会長 続いて、3点目の御意見をお願いいたします。

○鈴木委員 3点目が、26ページの25行目なのですけれども。

○杉山会長 26ページの25行目、リチウムイオンの辺りでしょうか。

○鈴木委員 はい。

このリチウムイオン電池の記述がありますけれども、文章はこれでよろしいかと思えますけれども、リチウムイオン電池からの発火は処理現場では連日発生しているような状況で、初期消火で大事に至らないようにはなっておりますので、消防庁のほうとかには届いていない部分が多々あると思えますけれども、これは連日我々業界の施設の中ではこういうことが今、日々行われています。プラスチックの資源循環促進法が来年4月に施行されれば、電池の主要製品の周りがプラスチックですとかそういうものにくるまれている、リチウムイオン電池というのがなかなか分からないような形になっていまして、そういう形になりますとますますそういうリチウムイオン電池が混入する可能性が非常に高まるということを懸念しておりまして、排出者のところで分別の徹底を行政はしっかりと指導していただきたいと思えます。

また、製造者責任の下での電池の回収率のアップが、リチウムイオン電池が使用されていることを製品に表示することなどについて国と一緒にメーカーに働きかけていただければと思えます。

○杉山会長 今、御意見は承りました。これも文言は。

○鈴木委員 はい、文言はこのままで結構です。

○杉山会長 承知しました。御意見を承りました。ありがとうございます。

では、4点目をお願いいたします。

○鈴木委員 4点目が、第4章の施策の5の31ページの33行目なのですけれども。

○杉山会長 31ページの33行目。

○鈴木委員 そのところで、施設等の脱炭素に向けた取組の記述があります。答申の文章はこれでよろしいかと思えますけれども、脱炭素が産業資源循環業界にとっても最大限に取り組むべきものと認識しておりますが、廃棄物の収集運搬車両には小型ばかりではなくて大型の車両もありますので、電気自動車のほか、燃料電池自動車の実用化も待たれておりますけれども、また、リサイクルを進めるためには処理工程が増え、施設でのエネルギー消費量が増える傾向にあります。脱炭素を実現するためには、行政からの技術支援や財政支援が望まれます。御支援をお願いしたいと思えます。

以上4点でございます。よろしくをお願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。

4点、御意見を伺いました。これに関しては文言の修正ということではなく、何か東京都のほうで考えておられることだとか、御意見に対するコメントをいただければと思いま

すが、いかがでしょうか。

○堀計画課長 御意見ありがとうございます。

例えば、電子マニフェストでありますとか、リチウムイオン電池といった問題については我々も同様の問題意識を持ってございまして、この辺りの取組というのはしっかり進めていきたいと思っているところでございます。

また、清掃リサイクルに関する車両の電動化ですとか、施設の段炭素に向けた支援といったところも、今後、まだ技術的に難しいところもあるという認識ではございますけれども、必要に応じて検討といいますか、進めさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○鈴木委員 よろしく願います。

○杉山会長 よろしく願います。ありがとうございました。

次に、ほかの委員から御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。何かお気づきの点がございましたら。

佐藤委員、願います。

○佐藤委員 佐藤でございます。

全般的に大変詳細で、かつ、具体的な内容だと思います。特に文言の修正ということではございませんが、今後、この施策を進める上で、東京都だけではなくて国との連携あるいは他の道府県との連携、特に東京都の場合には他県に処理を委託するという例も多いと思いますので、そういう意味では自治体間あるいは国との連携についてよろしく願います。

また、拡大生産者責任という観点からの問題については、産業界との連携も必要だと思います。

それから、プラスチックの資源循環についても、今後大きな変化があると思いますので、そういう変化も踏まえて施策を展開していただきたいと思います。

以上、意見です。

○杉山会長 ありがとうございました。

ただいまの御意見に対して、事務局からは何かございますか。

○堀計画課長 御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、東京都だけではなくなかなか進まないことが多々ございます。国ですとか他の道府県との連携、それと産業界も含めまして、関係各所との連携というのはこれからしっかりと深めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願います。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、鬼沢委員、願います。

○鬼沢委員 ありがとうございます。

先ほど鈴木委員がおっしゃったように、ページ26のリチウムイオン電池のところなのですが、文言の修正はございません。製造者責任の追記というのは非常に重要な点だったと思うのですが、かといってこれですぐに問題が解決するわけでは決してなくて、むしろこれによって市区町村が今後どういう動きをするかということに関しても、当然、市区町村がどんなに注意を払ったところで、すぐに製造者責任の問題になるということは考えられないわけですから、やはりここは東京都がリーダーシップを取って早急に解決していかな

いといけないと思います。現場では頻繁にこういったトラブルが起きていることを考えますと、まだまだ排出する消費者への周知が不十分だということも言えますし、全くリチウムイオン電池が使われているということを認識しないで廃棄しているユーザーが多いということも考えられますので、早急に対策を取っていかねばいけない問題だと思います。ぜひ東京都がリーダーシップを取っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。

リチウムイオン電池は本当に大きな問題になっておりますので喫緊の課題かと思いますが、これについて何か具体的に東京都と市区町村とか、そういう連携する動きとか、他自治体とか、何かそういうものがもう現実にあるのでしょうか。

○堀計画課長 リチウムイオン電池につきましては、区市町村と都の共同検討会という場がございまして、その場でリチウムイオン電池に特化した議論を進めているところでございます。そこには電池を回収する団体でございますとか、容器包装リサイクル協会、さらに消防庁ですとか国も参加していただきまして、なるべく具体的な施策が打ち出せるように検討を進めている最中でございます。

○杉山会長 ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、まず江尻委員、それから後藤委員という順でお願いいたします。江尻委員、お願いいたします。

○江尻委員 江尻です。よろしくお願いいたします。

今、鬼沢委員がおっしゃったところを私も実は言おうかなと思って手を挙げたところです。全く同じ意見です。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、同じ26ページの一般廃棄物処理の広域化と集約化という部分があります。多摩地域をエリアとして活動したり、住民でもある身であることを考えますと、とても大きな問題だなというふうに考えております。自区内処理というのが原則というところまで進んできた中で、人口の問題その他のことでこういった集約化が進んでいくのは私も全く反対ではないのですけれども、ぜひ住民を無視することなく進めていくということを市町村とも話し合いながら、都がリーダーシップを取っていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

文言の修正はありません。よろしくお願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。

今の、特に多摩地域の広域化ということについてはいかがでしょうか。事務局から何かコメントいただけますか。

○堀計画課長 おっしゃるとおり、多摩地域の広域化・集約化についてはなかなか多摩地域だけでは進まない問題であるというふうに認識しておりまして、東京都としても一緒になって検討を進めていきたいと思っております。その際には、多摩地域の自治体はやはり住民の皆さんの声というのを非常に重視していると思いますので、その辺りも踏まえた検討になるものと考えております。ありがとうございます。

○杉山会長 よろしくお願いいたします。

○江尻委員 よろしくお祈りします。ありがとうございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、お待たせしました。後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 東京商工会議所の後藤でございます。

今回の最終（案）については異論ございませんが、せっかくの機会ですので、商工会議所として2点コメントさせていただきます。

1点目ですが、今回の計画の中で、処理事業者の発展のための支援、あるいは民間の資源化施設の整備などについて触れていただいていることに感謝申し上げます。廃棄物処理から一歩進んだ資源循環の取組が中小企業にとってのビジネスチャンスになるよう、事業者の前向きな取組に対する支援を改めてお願いしたいと思います。

もう一点ですが、先ほど佐藤委員からもありましたが、今後、プラスチックに関する新たな政省令がスタートし、資源循環に向けた取組が各主体において加速化してまいります。国の目標、施策との整合性をしっかりと取っていただいて、循環の仕組みが現場でうまく回っているのか、あるいはその前段でのリデュースはしっかりと進んでいるのかなどについて、区市町村や事業者の声をもとに状況を把握しながら、継続して課題解決を行っていただきたいと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

2点御意見をいただきましたけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

○堀計画課長 まず、1点目の事業者への支援という点でございますけれども、今後、都としてどういった支援ができるかといったところも含めまして検討を進めさせていただきたいと思っております。

また、プラスチックの関連でございますけれども、こちらについても国との調整はもちろんですけれども、区市町村ともしっかりと意見交換を進めながら進めさせていただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○杉山会長 よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。御意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、基本的な文言の修正というのはなかったかと思いますが、1つ、「処理業者」という言葉の使い方については、東京都のほうでいろいろほかのものも見ていただいて検討するということで、大変恐縮ですが、その部分については私、会長一任ということにさせていただきますてもよろしいでしょうか。もしちょっとまずいということがありましたら、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御同意いただけたものとして進めさせていただきます。

それでは、本審議会での議論がまとまりましたので、答申を行いたいと思います。

本日は、栗岡環境局長に御出席いただいておりますので、ウェブ上ではございますが、答申させていただきたいと思います。お願いいたします。

東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定について、別添の「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性（答申）」のとおり答申いたします。

○堀計画課長 ありがとうございます。

○栗岡環境局長 承りました。どうもありがとうございます。

○杉山会長 よろしくをお願いいたします。

○栗岡環境局長 しっかりと受け止めたいと思います。ありがとうございます。

○杉山会長 お願いいたします。

次に、「その他」ということですが、事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○杉山会長 承知しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

それでは、進行役を事務局にお返しする前に、最後にお時間を少しいただいて、私から御挨拶申し上げたいと思います。

昨年11月11日、東京都知事から本審議会に対して、東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定について諮問が行われました。今日まで本審議会を3回、計画部会を6回開催し、委員の皆様には専門的な見地から活発な御議論をいただき、本日、無事に答申することができました。まずはこの場をお借りしまして、皆様に厚く御礼申し上げます。

コロナ禍の下でウェブでの会議を余儀なくされ、当初は試行錯誤しながらの運営でした。通信の状況によっては音声聞き取りにくいなど、何かと御不便をおかけしたこともあったと思いますが、御容赦いただきたいと存じます。

今回の計画策定に向けた議論においては、SDGs（持続可能な開発目標）や、パリ協定を踏まえた動きが世界中で加速するなど、環境をめぐる動きが地球規模で急展開しており、加えて、新型コロナウイルスが猛威を振るい、世界中でニューノーマルが模索される中で、これからの東京の資源循環・廃棄物処理の在り方を検討しなければなりません。将来が読みにくい状況で実務的な作業を担っていただいた計画部会の皆様には大変な御苦勞をおかけしたことと思います。橋本部会長をはじめ、部会の皆様、本当にありがとうございました。

振り返ってみますと、私は東京都の廃棄物処理計画の改定にこれまで3回関わらせていただきましたが、今回の答申の特徴は大きく2点あると認識しております。

まず1点目ですが、我が国はこれまで、2000年に制定されました循環型社会形成推進基本法が掲げる循環型社会の構築を目指して、廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクルに重点的に取り組んできたわけですが、5年半前に東京都がSDGs、その他のグローバルで進んでいる議論を踏まえ、資源をライフサイクルで捉えた上で、資源化の持続可能性を追求するという考え方、つまり持続可能な資源利用への転換を打ち出しました。持続可能な資源利用の考え方は、SDGsやパリ協定が目指す方向性とも整合しており、今後の東京都の施策の規定となるものと考えております。この考え方は今回の答申にも引き継がれておりますので、今後の施策展開の中で持続可能な資源利用を進めていただきたいと思います。

次に、もう一つの特徴として、近い将来、人口減少に伴う社会構造の変化が見込まれる中で、社会基盤としての廃棄物処理、リサイクルシステムをどのようにしていくかについての方向性を示した点です。生産年齢人口が減少していく中で、今後、ICTなどの最新技術を積極的に取り入れて、処理等のプロセスを少人化、効率化、高度化していくとともに、新たな処理の仕組みを構築するための方策を提示しました。このことは単に処理レベルを技術的に向上させることにとどまりません。少人化は人手不足の解消だけではなく、いわゆる三密の回避にも役立ち、効率化、高度化は処理コストの削減だけではなく、新たなビジネスへの可能性を広げるなど、副次的効果が期待できます。結果として、廃棄物処理リ

サイクルシステムを維持発展させるだけでなく、レジリエンスの向上やサーキュラーエコノミーへとつながることになるため、こちらもぜひ内容を具体化し、施策として進めていただきたいと思います。

現在、世界では気候変動や生物多様性のほかにも様々な議論が展開されており、それらの議論の結果が廃棄物リサイクル分野にも大きな影響を及ぼしてきます。今後もそれらの議論を注視し、適宜施策に反映していくことが求められます。ぜひとも都は柔軟に対応し、新たな社会課題にチャレンジしていただくよう願っております。

最後に、新たな東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性を取りまとめるに当たり、委員の皆様には環境政策、処理技術、環境経済、法律など、様々な幅広い専門的な観点から貴重な御意見を賜り、議論を深めていただきました。改めまして、心より御礼申し上げます。

○堀計画課長 杉山会長、それから審議会委員の皆様、長期間にわたり有意義な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

最後に、環境局長の栗岡より御挨拶を申し上げます。

○栗岡環境局長 本日は御多忙の中、長時間にわたり熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

今回の資源循環・廃棄物処理計画の改定に当たりましては、昨年来続くコロナ禍によりまして、全ての会議がオンラインでの開催となるなど、これまでにない異例の運営となりました。杉山会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、昨年11月に諮問させていただいて以降、計画部会は6回、総会は2回開催し、様々な論点で御議論いただいたことについて、重ねて御礼申し上げたいと思います。

最終答申では、2030年のあるべき姿とその実現に向けた持続可能な資源利用の実現、廃棄物処理システムのレベルアップ、社会的課題への果敢なチャレンジの三本柱、そして具体的な施策の方向性をお示しいただきました。都は現在、2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けては、今後10年間の取組が非常に重要であるとの認識の下で、2030年までに50%削減を目指すカーボンハーフの実現を掲げ、取組を進めているところでございます。本日いただきました御提言を今後施策として着実に実現させ、資源循環分野においてもカーボンハーフに貢献してまいります。

一例を挙げますと、ゼロエミッション東京戦略でも掲げましたプラスチック対策は、より一層力を入れて推進する必要があると考えてございます。国におきましては本年6月に公布されたプラスチック資源循環促進法の具体的な施策の検討が急ピッチで進められておりまして、大きな転換期を迎えているというふうに考えてございます。都としてもこの動きをしっかりと受け止めるとともに、いただきました御提言を踏まえながら、来年度予算要求、さらにその先の施策の立案に向けて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今回のコロナ禍では、都民の皆様方の廃棄物処理に対する関心が非常に高まってまいりました。この機を捉えて多くの方に共感いただける普及啓発事業などを展開し、行動変容につなげてまいりたいと考えてございます。

いただきました答申に基づき、本日も様々な御意見や御要望、強い御要望もいただきました。リチウムイオン電池の話をはじめいろいろな御要望をいただきましたけれども、今月下旬には資源循環・廃棄物処理計画として取りまとめさせていただいて、公表させてい

ただこうと考えてございます。

最後に、委員の皆様方には今後とも都の資源循環・廃棄物行政に対する御指導、御助言を引き続き賜りますようお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○堀計画課長 それでは、これをもちまして、本日の「東京都廃棄物審議会」を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。